

指定特定施設入居者生活介護事業所運営規程

(有料老人ホーム新生館)

指定特定施設入居者生活介護事業所の運営規程

第1条 (事業の目的)

株式会社サン・ドリームナゴヤが開設する指定特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- (1) 事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態等になった場合でも、利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助を行う
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの粘密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 「有料老人ホーム 新生館」
- (2) 所在地 「名古屋市中守山区竜泉寺1丁目1303番地」

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名以上
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
生活相談員 1名以上
看護職員及び介護職員
看護職員 2名以上
介護職員 13名以上

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入居者生活介護の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入居者にサービスの提供を行う。

機能訓練指導員 1名以上

計画作成担当者 1名以上

従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供を行う。

- (3) 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

- 第5条 (入所定員及び居室数)
指定特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。
- (1) 有料老人ホーム40名のうち、指定特定施設入居者生活介護の定員は38名とする。
 - (2) 居室数37室のうち、指定特定施設入居者生活介護の居室は、37室とする。
- 第6条 (特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)
- (1) 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。
 - ① 入浴(週2回)、排泄、食事介護及び日常生活上の世話
 - ② 医療上の世話
 - ③ 健康チェック(月1回)
 - (2) 紙おむつ・布おむつ等は実費
 - (3) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は実費を徴収する。
 - (4) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 第7条 (利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き)
生活相談員等は利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護をおこなう場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。
- 第8条 (施設の利用に当たっての留意事項)
生活相談員は、利用者に対しての次の点に留意するよう指示を行う。
- (1) 入居生活の規則は有料老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - (2) 共有の施設、設備は他の迷惑にならないように利用する。
- 第9条 (緊急時等における対処方法)
生活相談員等は、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師又は予め定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- 第10条 (非常災害対策)
事業所は防火管理についての責任を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等訓練を行う。
- 第11条 (衛生管理等)
指定特定施設入居者生活介護を提供するに必要となる設備、備品等の保持し、常に衛生管理に留意する。
事業所において感染症が発生し又は蔓延しないように、必要に応じ保健所の助言指導を求めるなど、従業者の感染症等に関する知識の習得に努

める。
医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

第12条（身体拘束）

事業所は、指定特定施設入居者生活介護等を提供するにあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月毎に1回開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的で開催する。

第13条（虐待の防止のための措置に関する事項）

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を図る。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的にする。
- (4) 前各号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

第14条（その他運営についての留意事項）

- (1) 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- (4) この規程に定める事項のほかに運営に関する重要事項は、株式会社サン・ドリームナゴヤと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月1日から施行する。
この規程は、平成27年 8月1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月4日から施行する。
この規程は、平成29年11月22日から施行する。
この規程は、平成30年11月20日から施行する。
この規程は、平成31年 2月1日から施行する。
この規程は、令和 元年 6月1日から施行する。
この規定は、令和2年 8月1日から施行する。
この規定は、令和3年 4月1日から施行する。
この規定は、令和4年 12月1日から施行する。
この既定は、令和6年 11月1日から施行する。

